

(別添2)

架け橋期コーディネーター派遣事業実施要項8 関係

令和7年度架け橋期コーディネーター派遣時の他園からの参加受け入れについて

1 趣 旨

架け橋期コーディネーター派遣を申請した幼児教育施設の了解を得て、派遣園の保育参観や園内研修への参加を希望する他園の保育者等を受け入れる仕組みを整備することで、多様な学びの機会を創出し、幼児教育の質の向上とネットワーク構築を図る。

2 対象者

公立幼稚園・保育所・認定こども園（京都市立を除く。以下「園・所」という。）の職員及び所管する教育委員会又は首長部局の幼児教育担当職員

3 手 順

(1) 架け橋期コーディネーター派遣時に受け入れを可能とする園・所

- ア 別紙1-1及び1-2の7の記入欄に受け入れ及びホームページ掲載の可否を記入する。
- イ 受け入れ可能な場合、京都府幼児教育センター（以下「センター」という。）は派遣通知発出後、センターホームページに受け入れ園・所に関する情報を掲載する。
- ウ 保育参観や園内研修への参加希望があった場合、センターは訪問日の7日前（土日祝日を除く。）までに、受け入れ園・所に電話連絡する。
- エ 希望する園・所長からの電話連絡に対して内容等を伝える。

(2) 他園の保育参観や園内研修への参加を希望する園・所

- ア センターホームページで受け入れ園・所の有無を確認する。
- イ センターに電話又は電子メールで訪問日の10日前（土日祝日を除く。）までに依頼する。
- ウ センターは参加希望園・所の情報を訪問日の7日前（土日祝日を除く。）までに受け入れ園・所に電話連絡する。
- エ 参加を希望する園・所長は、訪問日の5日前（土日祝日を除く。）までに受け入れ園・所に電話連絡を入れ、内容等について確認する。
- オ 当日、決められた時間に訪問し、保育参観、園内研修に参加する。
- カ 当日、参加者は「園内研修参加記録」に必要事項を記入し、所属長に提出する。所属長は同記録をセンターに提出する。

4 その他

- (1) 受け入れ人数等の状況で希望に添えない場合もある。
- (2) 訪問の際は受け入れ園の指示に従い、保育の妨げにならないよう留意すること。